本日の会議に付した事件

平成31年第1回山元町議会臨時会 平成31年4月26日(金)午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提出議案の説明

日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(山元町町税条例等の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(山元町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例)

日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度山元町一般会計 補正予算・専決第1号)

日程第 7 議案第30号 平成30年度(繰) 山元町立小中学校空調設備整備工事請負契約の 締結について

日程第 8 同意第 3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから平成31年第1回山元町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長(阿部 均君)日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、2番渡邊千恵美君、 3番竹内和彦君を指名します。

議長(阿部 均君)日程第2.会期の決定を議題とします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長(武田賢一君)会期日程案。月日、曜日、会議別、内容の順に読み上げます。

4月26日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、 議案審議。以上です。

議長(阿部 均君)お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

会期は本日1日限りに決定しました。

議 長(阿部 均君) これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長(武田賢一君)はい、議長。議長諸報告。

1、議会閉会中の動向

3月28日、常磐線北部整備促進期成同盟会による要望活動のため、関係市町首 長、議長と東日本旅客鉄道株式会社仙台支社を訪問しました。

4月12日、亘理地方町議会議長会定期総会が開催され、副議長と出席しました。

4月19日、亘理名取地区市町議会連絡協議会定例会を開催し、副議長と出席しました。

(総務民生常任委員会)

4月16日、4月22日、委員会が開かれました。

(産建教育常任委員会)

4月19日、委員会が開かれました。

(議会広報・広聴常任委員会)

3月27日、4月4日、4月15日、委員会が開かれました。

(議会運営委員会)

3月20日、4月12日、4月24日、委員会が開かれました。

(全員協議会)

4月24日、協議会が開かれました。

2、請願(陳情)の受理

陳情1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3、長送付議案等の受理

町長から議案等5件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4、監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査結果が提出され、これを受理したので、その写しを 配布しております。

5、説明員の出席要求

本臨時議会に、お手元に配布のとおり、説明員の出席を求めております。以上です。

議 長(阿部 均君)これで議長諸報告を終わります。

議 長(阿部 均君)ここで、副町長樋口 保君から副町長就任の挨拶をしたい旨の申し出がありますので、山元町議会先例第33番により発言を許可いたします。

副町長樋口 保君、登壇願います。

副町長(樋口 保君)はい、議長。皆様おはようございます。

3月に開催をされました平成31年第1回山元町議会定例会におきまして、議会の選任同意を賜り、4月1日付をもちまして副町長を拝命いたしました樋口 保でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

東日本大震災の発生から8年が経過いたしましたが、改めて犠牲となられた方々の御 冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に対し改めてお見舞いを申し上げ る次第でございます。

我が町ではこれまでの間、議員各位のご指導とご協力のもと、関係機関はもとより、 全国各地の多くの方々からのご支援に支えられ、復旧・復興に向け、着実に歩みを進め てまいりました。議員の皆様を初め関係各位に改めて深く敬意を表し、感謝申し上げる 次第でございます。

特に、2月にオープンをいたしました農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」には 連日町内外から大勢のお客様にお越しをいただき、笑顔があふれる場所ともなっており、 町にも活気とにぎわいが創出されております。

一方で、産業振興や少子高齢時代の中での子育て・定住対策を初めとするさまざまな 行政課題が山積していることも事実でございます。

私といたしましても、震災からの復興とともに、将来の山元町のさらなる発展に向けて、齋藤町長を補佐しながら、職員と一体となって取り組んでまいりますので、議員各位の一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

- 議 長 (阿部 均君) 続きまして、副町長樋口 保君から4月1日付の人事異動に伴う課長等の紹介をいたします。副町長お願いいたします。
- 副町長(樋口 保君)はい、議長。それでは、私から去る4月1日付の定期人事異動の発令に伴いまして、執行部側説明員に変更がありましたので、変更となった各課長及び組織改編に伴い、課の名称が変更となった課長につきましてご紹介をさせていただきます。

なお、関係議案担当課室長以外につきましては、紹介の後、退席させていただきます ことをあらかじめご了承いただきたいと存じます。

また、紹介順につきましては、議員の皆様から見て左側から順にご紹介を申し上げます。

商工観光交流課長大和田敦でございます。(「大和田でございます。今後ともよろしくお願いいたします」の声あり)産業振興課長からの異動でございます。建設課長佐藤 誠でございます。(「佐藤でございます。職務を精いっぱい果たしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします」の声あり)宮城県からの派遣でございます。農林水産課長佐藤和典でございます。(「佐藤でございます。今後ともよろしくお願いいたします」の声あり)震災復興企画課長からの異動でございます。向かって右側に移りまして、教育総務課長佐藤兵吉でございます。(「佐藤です。よろしくお願いします」の声あり)課の名称の変更でございます。子育て・定住推進課長青田 浩でございます。(「青田です。どうぞよろしくお願いします」の声あり)昇任でございます。税務課長佐藤繁樹でございます。(「佐藤です。よろしくお願いします」の声あり)課の名称の変更でございます。

以上、変更となりました各課長をご紹介を申し上げました。どうぞよろしくお願いを いたします。

議長(阿部 均君)ここで、本日配布しております説明員以外の方は退席となります。

議 長(阿部 均君)日程第3.提出議案の説明を求めます。

この際、今臨時会に提出されました議案等5件を山元町議会先例67番により一括議

題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日ここに平成31年第1回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

東日本大震災を初め、本町の町政において忘れることのできない平成の時代も本日を 含め残り5日となりました。新しい元号は「令和」に決定し、来月1日には改元を迎え ることとなります。

「令和」には人々が美しく、心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味や、厳しい寒さの後に春の訪れを告げ見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人が明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることのできる、そうした日本でありたいとの願いが込められております。

本町におきましても、「新生やまもと」の実現に向けた町の創造的な復興の花も九分咲き、満開となるまであと一歩というところまで参りましたが、町民一人一人がそれぞれの大きな花を咲かすことができるよう、引き続き復興の総仕上げに全力で取り組んでまいります。

それでは、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の取り組みについてご報告申 し上げます。

初めに、新たな町のランドマークとして開業した農林水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」は、多くの皆様にご来場いただき、3月26日は開業から48日余りで売り上げ1億円を達成するなど、大盛況となっております。

このため、今月20日、21日の両日、施設運営する株式会社やまもと地域振興公社の主催により、日ごろのご愛顧への感謝の気持ちを込めた「お客様感謝祭」が開催され、店内は格安で販売されたイチゴを買い求めるお客様等で大変にぎわい、2日間で8,600人が来場しました。

また、21日には一般社団法人まちづくりやまもとが管理運営する「TUNAMIハーレー展示館」の除幕式が同敷地内でとり行われ、当日は県内外から200台のハーレーダビットソンが集結しました。あすからゴールデンウイークに突入しますが、多くのバイカーの方々に立ち寄っていただけるものと期待するところであります。

今後とも施設及び品ぞろえの充実に加え、町民の皆様と連携したイベントの開催等を通じ、にぎわいと活力の創出を図り、皆様に愛される施設となるよう努めてまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、亘理地区行政事務組合と岩沼市の2つの消防本部を統合し、今月1日から業務を開始した「あぶくま消防本部」についてですが、業務開始に先立ち、新たな本部が設置された岩沼消防署において、関係者ご列席のもと、開所式がとり行われました。新たな組織では、広域化のメリットを最大限に活用し、初動体制の強化や現場到着時間の短縮、人員配置の効率化を図りながら、大規模化する災害や住民ニーズの多様化等に的確かつ迅速に対応できる体制が構築されており、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するという消防の目的達成に大いに寄与するものと期待しているところであります。

最後に、供用間近となりました役場新庁舎についてですが、備品等の据えつけや各種システムの移設工事などが完了したことから、あすからの引っ越し作業を経て、予定どおり来月7日から新庁舎で業務を開始いたします。

10日には、これまで町の復興にご支援、ご協力を賜りました関係者をお招きし、新 庁舎開庁式を予定しているところであり、創造的な復興・創生の完成に向け、着々と舞 台が整ってきたと感じているところであります。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご 説明申し上げます。

初めに、急施専決処分に係る承認議案について申し上げます。

承認第1号及び第2号については、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、山元町町税条例等及び山元町国民健康保険税条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要があったことから、専決処分をしたものであります。

次に、承認第3号については、平成30年度山元町一般会計補正予算・専決第1号であります。今回の一般会計補正予算は、歳出予算については、ふるさと納税に係る事業費を実績に基づき増額するとともに、諸経費を控除したふるさと納税寄附金収入をふるさと振興基金へ積み立てるほか、奨学金貸付金を実績に基づき減額するなど、決算見込み額確定に伴う予算の増減を計上しております。

また、歳入予算については、国、県からの各種交付金、支出金並びに地方交付税を初め、各種基金の利子、ふるさと納税寄附金等について、実績に基づき増減し、最終的な財源調整として財政調整基金取り崩しを増額した結果、歳入歳出それぞれ約3,000万円を増額し、総額176億9,000万円余とする補正予算として専決処分したものであります。

最後に、予算外の議決議案及び同意議案について申し上げます。

議案第30号については、小中学校空調設備整備工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの、同意第5号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、現固定資産評価員の退任に伴い、後任者を補充選任する必要がありますことから、議会の同意を求めるものであります。

以上、平成31年第1回山元町議会臨時会に提案しております各議案の概要について ご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課室長に説明 をさせますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上 でございます。

議長(阿部 均君)以上で提出議案の説明を終わります。

議 長(阿部 均君)日程第4.承認第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長(佐藤繁樹君)はい、議長。承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定により、山元町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同法の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分をしました内容につきまして、条例議案の概要で説明いたしますので、資料 No. 1 をお手元にご準備願います。 初めに、提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町町税条例等の一部を改正したもので、承認を求めるものでございます。

当該条例は、5条立ての改正となっておりまして、第1条から第3条までが町税条例の一部を改正するものになり、第4条は、平成28年度改正条例の一部を改正するもの、第5条につきましては、平成30年度改正条例の一部を改正するものとなっております。

主な内容についてご説明いたします。第1条によります改正になりますが、まず1点目です。寄附金税額控除のうち、いわゆるふるさと納税の改正がなされております。ふるさと納税の対象となる寄附金が「地方団体に対する寄附」から「特別控除対象寄附金」と改正されたことによりまして、条例規定の整備を行うもので、特例控除対象寄附金とは、記載の①、②に適用します地方団体として総務大臣が指定する地方団体に対する寄附金になります。6月1日以降の寄附金、いわゆるふるさと納税からこれが適用されます。

2点目につきましては、住宅借入金等特別控除の拡充がなされております。本来所得税で控除すべき当該控除を平成19年の税源移譲により、所得税から控除し切れない額を個人住民税から控除する制度となっていることから、今回所得税等の一部を改正する法律に合わせて改正されたもので、記載のとおり、ことしの10月1日から平成32年12月31日までの間に居住用に供した場合に適用されます。

3点目ですが、軽自動車税の税率の特例について規定がされ、3段階で今回改正されることになっております。その第1段階となりますが、初回新規登録から13年を経過した車両への重課、重く税金が科せられる制度ですが、こちらが平成31年度に限った措置として規定がし直しされております。また、平成29年度分に係る軽課規定が削除されております。平成29年度、平成30年度に初回新規登録を受けた記載の環境負荷の少ないものについて、グリーン化特例として記載の割合を軽課するものになります。

続いて、第2条による改正になりますが、4点目としまして、単身児童扶養者の申告について規定がされました。給与所得者や公的年金受給者の扶養親族等申告書に単身児童扶養者に該当する旨の記載が規定され、こちらにつきましては、第3条で改正規定がありますとおり、単身児童扶養者を個人住民税の非課税を適用するための申告になります。

裏面をご覧ください。

第5点目になりますが、軽自動車税の環境性能割の非課税及び特例について規定がされました。ことしの10月1日から軽自動車税に新たに環境性能割という課税が発生します。そちらの非課税の規定につきましては、特定期間であります平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得された車両で、次に記載した全てに該当するものが対象となります。

次に、特例ですが、非課税と同じ特定期間において税率を1パーセント軽減するもの になります。

次に6点目ですが、軽自動車税の種別割の税率の特定について、3段階で改正されます、その第2段階となります。この10月1日からこれまでの軽自動車税の名称が軽自動車種別割というように変更になります。その関係で、10月1日からの適用部分として、第2段階目の改正となります。初回新規登録から13年を経過した車両にする重課の規定を今度は整備をしたほか、平成31年度、平成32年度に初回新規登録を受けた

環境負荷の少ないものについてグリーン化特例として税率を軽課するものになります。 内容については、(3)で説明しました内容の延長するものになります。

続きまして、第3条による改正になります。単身児童扶養者の非課税について規定が されまして、前年の合計所得金額が135万円以下の場合に非課税が適用されることと なります。

続いて8点目、軽自動車税種別割の税率の特例についての第3段階目の改正になります。自家用の軽自動車税に限り、(3)、(6)のグリーン化特例を縮減しまして、平成33年度、平成34年度に初回新規登録を受けた電気軽自動車や天然ガス軽自動車の一部の環境負荷の少ないものに限って税率を75パーセント軽減するものになります。

続きまして、第4条による改正になりますが、こちらにつきましては、平成28年度に改正しました山元町町税条例等の一部を改正する条例の改正になります。こちらにつきましては、軽自動車税のグリーン化特例を3段階で改正するに当たりまして、平成28年にこちらの条例、改正しました条例の規定を整備する必要があったことから、今回改正するものになります。

第5条による改正ですが、こちらにつきましても、平成30年度に改正しました山元 町町税条例等の一部を改正する条例の改正になるもので、特定法人において電子申告を することが困難となった場合の申告についての取り扱いを規定するものになります。

施行期日ですが、説明しました主要の改正のうち、(2)、(3)、(9) につきまして、 平成31年4月1日になります。以下、記載のとおりの施行となります。

以上が承認第1号の主な内容でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

- 議 長(阿部 均君)これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。 9番遠藤龍之君の質疑を許します。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。軽自動車関係の税率軽減についてなんですが、これに伴う、この町の影響額というのはどの程度を想定してるの。
- 税務課長(佐藤繁樹君)はい、議長。軽自動車の軽減につきましては、30年度も同じようなことで行われております。で、新たにその軽減がされる、今後登録されるものについて適用されますので、影響については、ちょっとどれくらいのものになるかというのは把握しておりません。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。このグリーン化特例等々と言われているのは、あと、(5)ですか、1年限りといったものについては、対応について、一般に言われているのは、この辺の減税対策というのは、消費税増税に伴う、それで軽減するということで言われているわけですが、そういうことで、影響額を確認したわけですが、それに対応すると。減収分については、何らかの方法で、譲与税のどうのこうのとか、そういうので町には負担をかけないというようなことが一応言われているわけですが、その辺の動きとともに、これは全国的なものですから、一自治体でどうのということではないんですが、その辺の対応、もし消費税が増税、そういう話も今よく伺っているんですが、その場合の対応というのについても明確に示されているのかどうか。

あるいは、町として独自にそれをそういった場合にどう対応するのか。

その際にも先ほど言った影響額ね、確認したのは、その辺で微々たるものであれば、

一自治体としては何とかそれを乗り越えることはできるかもわかんないけど、それが膨大な、大きい額であればね、単純にこの波を乗り越えられないのではないかという懸念から確認していることなんですが。

税務課長(佐藤繁樹君)はい、議長。今回の軽減に対しまして、まず、(5)について非課税と、あ と税率をその期間については全額国のほうで減収補填をするということでいただいてお ります。

> そのほかのグリーン化特例については、現在も多分交付税措置等がなされているもの と思われますが、現在と同じような待遇になろうかと思います。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。最後の方ちょっとわかんねんだけども、簡単に一言で言えば、 そのことに、増税される、されないにかかわらず、関係なく町、自治体にはその影響は ないという受けとめでよろしいんですね。
- 税務課長(佐藤繁樹君)はい、議長。軽減については、現在のものが新たに延長かかっている部分と、あと新たな部分では、環境性能割の非課税の特例、こちらについては、全額国のほうで減収補填いただけるということになっておりますので、大きな影響はないものと思われます。(「はい、わかりました」の声あり)
- 議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)これで質疑を終わります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (山元町町税条 例等の一部を改正する条例) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

承認第1号は原案のとおり承認されました。

議 長(阿部 均君)日程第5. 承認第2号を議題とします。

課長から説明を求めます。

税務課長(佐藤繁樹君)はい、議長。承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方の規定により、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり 専決処分しましたので、同法の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございま す。

専決処分をしました内容につきまして、条例議案の概要で説明いたしますので、配布 資料 No. 2 をお手元にご準備願います。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町国民健康保

険税条例の一部を改正したので、承認を求めるものでございます。

改正の内容ですが、1点目としまして、基礎課税額に係る課税限度額が現行の「58万円」から3万円引き上げ「61万円」とするものです。

2点目ですが、低所得者に係る保険税軽減の拡充になります。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を「27万5,000円」から5,000円引き上げ「28万円」に、同様に、2割軽減の金額を「50万円」から1万円引き上げ「51万円」にするものです。

参考までに、平成30年度の課税情報を用いて試算しますと、課税限度額の影響につきましては、1世帯減少と。軽減世帯につきましては、13世帯増加する見込みとなります。

施行期日ですが、平成31年4月1日施行となります。

以上が承認第2号の内容でございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げ、 説明を終わります。

- 議 長(阿部 均君)これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
 - 9番遠藤龍之君の質疑を許します。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。ただいま詳しい説明いただきましたが、課税限度額の引き上げの対象は1世帯ということなんですが、そして、その方がこれまで58万円で済んだやつが新たに61万円で対応されるということになるわけですが、大体この61万円になるくらいの人は、年収で言うと大体どのくらいの方になるのか、大体で1,000万円とか2,000万円とか500万円とか600万円とか、そんなあれでいいです。
- 税務課長(佐藤繁樹君)はい、議長。課税限度額に行かれる方、家族の(「平均でいいから」の声あり)……あるので、一概にじゃどれくらいの世帯というふうに、例えば2人世帯でどれくらいになるかということですかね。(「いや、モデル世帯でいいから」「標準的な世帯でしょう」「家族構成っていったって家族構成だって決まってっぺや。何ぼって。ここで計算するんだったらいいわ、いいわ」の声あり)済みません。ちょっと手元にないので、申しわけございません。(「でも、相当600万円とか700万円とか、そういう……でも、そういうのもせっかく詳しいデータを示してくれたんだから、その辺も今後していただければ、非常に理解しやすくなる」の声あり)
- 議 長(阿部 均君)よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(阿部均君)これで質疑を終わります。
- 議長(阿部 均君) これから討論を行います。—— 討論はありませんか。
- 議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。
- 議 長 (阿部 均君) これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (山元町国民健 康保険税条例の一部を改正する条例) を採決します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

承認第2号は原案のとおり承認されました。

議 長(阿部 均君)日程第6. 承認第3号を議題とします。

課長から説明を求めます。

企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることに ついてご説明をいたします。

平成30年度山元町の一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものになります。

1枚おめくりいただきたいと思います。専決処分書でございます。

平成30年度山元町一般会計補正予算は、地方自治法の規定により、別紙のとおり専 決処分しております。

財源調整等、必要最小限の範囲での補正予算として、平成31年3月31日付で昨年 度内に専決処分を行ったものでございます。

さらに、もう1枚おめくりいただきたいと思います。

平成30年度山元町一般会計補正予算・専決第1号でございます。

まず、歳入歳出予算の補正についてでございますが、今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ3,068万4,000円を増額し、総額を176億9,315万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。 10ページをお開き願います。

第2款総務費第1項総務管理費でございます。第3目財政管理費でございますが、508万9,000円を増額しております。こちらにつきましては、ふるさと納税に係るお礼の品代のほか、事務費等を実績に基づき増額したものでございます。

次に、第5目財産管理費でございますが、積立金について408万3,000円を計上しております。内訳を申し上げますと、説明欄に記載のとおり、財政調整基金、震災復興基金などの利子につきまして運用益の確定にともない、その増額分または減額分をそれぞれ計上しております。また、説明欄の一番下になりますが、震災復興基金の予算積み立てということで、126万円を計上しております。こちらにつきましては、平成30年度中に全国の皆様からいただきました震災復興関係の寄附金及び学校教育関係の寄附金、合わせて10件分を積み立てているものでございます。

次に、第6目企画費につきまして2,239万1,000円を増額しております。こちらにつきましては、ふるさと納税としていただいた寄附金のうち、お礼の品代等の諸 経費を除いた分をふるさと振興基金に積み立てているものでございます。

次に、第21目定住促進対策費でございますが、企業版ふるさと納税の実績確定に基づく財源内訳の変更でございます。

続きまして、第3款民生費のうち第1項社会福祉費及び第2項児童福祉費につきましては、指定寄附があったものや、利子を合わせて130万2,000円を説明欄に記載の基金に積み立てているものでございます。

また、第3項災害救助費第1目災害救助費については、応急仮設住宅解体撤去等に係る実績確定に伴う財源内訳の変更でございます。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費第9目農業復興推進費でございます。 こちらにつきましては、産業振興に関する事業への指定寄附を受けたことに伴う財源内 訳の変更でございます。

第8款土木費第4項住宅費については、町営住宅基金利子の積み立てについて、運用 益の確定に伴い減額しております。

続きまして、第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費につきましては、208万1,000円を減額しております。こちらについては、奨学金の貸付実績に基づき240万円を減額、及び奨学金の返還による3月末時点での回収額の確定等に伴う積立金を31万9,000円増額しているものでございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきまして、主なものをご説明いたします。 6 ページをお開き願います。

まず、第2款地方譲与税から第9款地方特例交付金までについては、国・県の各種譲与税、交付金の年度末における確定、生産に伴い、それぞれ増額または減額しているものでございます。

続きまして、第10款地方交付税でございますが、3億5, 864万円減額しております。こちらにつきましては、地方交付税の算定が終了し、交付金額が確定したことに伴うものであります。特別交付税は9, 904万5, 000円の増額、震災復興特別交付税は4億5, 768万5, 000円を減額しております。その主な要因でございますが、特別交付税につきましては、消防広域化、あとは除排雪や地方バスなどについて増額しているものであります。一方、震災復興特別交付税につきましては、平成30年度の交付額と過年度の交付の返還額が相殺され、皆減となっているものでございます。

続きまして、第14款国庫支出金につきましては、応急仮設住宅の解体撤去等に係る 実績の確定により4,941万9,000円を増額しております。

8ページをお開き願います。

第16款財産収入でございますが、272万8,000円増額しております。こちらにつきましては、先ほど歳出でご説明いたしましたとおり、財政調整基金を初めとする各種基金の利子について、運用益が確定したことに伴い、その増額、または減額分を計上しているものでございます。

続きまして、第17款寄附金でございますが、昨年度中におのおのの目的により受け付けた寄附金について、合わせて1,663万6,000円を増額しております。

次に、第18款繰入金でございますが、3億1, 361万4, 000円増額しております。まず、財政調整基金繰入金でございますが、3億1, 601万4, 000円を増額しております。これは、先ほど歳出予算でご説明いたしましたとおり、交付される予定でありました震災復興特別交付税が返還分と相殺されたことが主な要因でございます。

次に、奨学基金繰入金でございますが、歳出予算でご説明しましたとおり、奨学金の 貸付実績に基づき、取り崩しを減額するものでございます。

9ページをご覧願います。

次に、第20款諸収入でございますが、歳計現金等預金利子につきまして、運用益が

確定いたしましたので、その減額分を計上しております。

次に、第3項貸付金収入第1目貸付金収入でございます。こちらにつきましては、歳 出予算でもご説明いたしましたが、奨学金の返還による3月末時点での回収金の確定に 伴い31万7,000円増額しているものでございます。

次に、第5目雑入第3目過年度収入でございますが、こちらは、東部地区における過年度の事業の実績確定に伴い、負担金等の返還があったものでございます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

以上をもちまして、補正予算のご説明となります。ご承認賜りますようお願い申し上 げて、説明を終わらせていただきます。

- 議 長 (阿部 均君) これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 9番遠藤龍之君の質疑を許します。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。1つは、8ページと10ページの町営住宅費の利子関係、基金減、10万円、10万円、この内訳、背景を関係なければ関係なくても……、関係ねつうか、ちょうどたまたま10万円だったものだから、10ページね、10ページの住宅費、町営住宅費利子積み立て減10万円というのと8ページの配当金、町営住宅基金、一番下、10万円減という、この辺の背景を関係しているのか、関係しないのかと、あと、その辺の背景について。背景というか要因つうかね。マイナスの。ごめんなさい。11ページだった。上ばり見てたから、
- 議 長(阿部 均君)なるべく一問一答でございますので、余りページまたがらないように。(「関連してっかどうかっつうこと聞いたんだから」の声あり)関連となってくると、そうなりますけれども、余り、なかなかこっちで大変なんです。この提案されている議案書の中で、提案書の中の何ページの部分でこうこれがこうだと(「10ページと11ページ間違ってそういうことなんで、間違いましたということで素直に謝ってます」の声あり)
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。失礼いたしました。歳入の8ページのほうに利子及び配当金が10万円減ということで、歳出のほう、11ページのほうで第8款土木費のほうで町営住宅基金利子の積み立ての減となっております。こちらにつきましては、もちろん相関関係ございます。基金の出入りとか、そういったものがございまして、利子が変動しますので、そういったことに伴いまして、歳入歳出変更しているということでございます。以上でございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。11ページのほうの利子積み立て減というもの、それちょっと 大きいんでないかという、そういう疑問から確認しているんだけれども。利子の積み立 てで10万円も減なるっつのは、今ゼロ金利時代に相当なという、ちょっと疑問を抱い たんで、その辺の背景についてどうなのかと。

そのことによって、町営住宅の基金が10万円を予定していたんだけれども、10万円も減らしているという関係になるとするならば、その辺の原因、要因というのは明確にしておかないと、今後の対策、対応に間に合わないのではないかということから確認しているんですが、きょうね、関係者いないようだから、そういう疑問だけを届けておいて、あともし対策をとらなくてはならないような場合には、きちんとした対応をとっていただければということで、この件については終わります。

議 長 (阿部 均君) 町営住宅、8款土木費ですね。住宅管理費。(「そうです」の声あり) 10万

円減、企画財政課長、この分なぜ10万円減になったのかおわかりであれば答弁願います。町営住宅基金利子積み立て減10万円、これわかれば。

- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。明確なお答えにならないかもしれませんけれども、当初 予算のほうで積み立ての金額ですとか、あと利子の部分も予算を組んでおります。それ が最終的に年度の中でその基金がふえたり減ったりという増減がございますので、その 中で、最終的には予算で見込んだものと比べると10万円減というようなことが最終決 定なったというようなものでございますので、これでご理解をいただければと思います。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。この町営住宅基金のこのシステムというのがちょっと明確にしないとあれなんだけれども、これ何を原資にしての基金なのかということで、私の理解では、家賃とかのほうに入るというような理解をしているわけなんですが、だとするならば、予定していた家賃収入がそこに届かなかったというようなことからのマイナスなのかという懸念から確認したわけなんですが、その辺については、担当ではないというふうに言われれば、それはそのとおりなんで、きょうは臨時議会ということで、一言だけ、このことによるこの基金の影響というのは、大変な影響というのはないというようなことで理解していいんですね。

逆に言うと、何億……、基金は何億円の世界ですから、それに対する10万円というのは、ほぼ住宅対策、管理対策に対して大きな影響は生まれないというような理解でよろしければ確認します。

- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。現時点におきましては、毎年国からこれに関する補助金 が歳入として入ってきております。ですので、今後もそこについては、もう少し補助は 続くわけですけれども、それまでは基金のほうは、減るよりもふえるという傾向で見込 んでいるところでございますので、大きな影響はないものと考えております。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。同じく、8ページの下の財政調整基金取り崩し増、基金繰入金の部分で3億6,000万円、結構大きな額の取り崩し、最後になってね。このことについては、先ほどの説明では特交返還分ということで、これは予定どおり返還と、内容だというようなことで受けとめていいのか。中期財政正確の中で示された中で、予定されたものですよと。だから、特交分だけですよというふうな受けとめでいいんですね。真水分には影響しないという受けとめでいいのかどうかだけでいいです。

企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。議員ご指摘のとおり、そのとおりでございます。

議長(阿部均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 (阿部 均君) 討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度 山元町一般会計補正予算・専決第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

承認第3号は原案のとおり承認されました。

議 長(阿部 均君) この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。 午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(阿部 均君)日程第7.議案第30号を議題とします。

課長から説明を求めます。

教育総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。議案第30号 平成30年度(繰)山元町立小中学校空 調設備整備工事請負契約の締結についてご説明いたします。

配布資料 No. 3、議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、山元町立小中学校空調設備整備工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

内容につきましては、1. 契約の目的は記載のとおりとなります。

- 2. 契約の方法は、条件つき一般競争入札で、3者から入札参加申請がありました。
- 3. 契約の金額は、一金1億3,978万1,160円、消費税を含みます。落札率は86.98パーセントでした。
 - 4. 契約の相手方は、名取市の株式会社ユアテック仙台南営業所です。
 - 5. 工事の場所は、山元町立坂元小学校ほか4校となります。
- 6. 工事の概要ですが、小学校3校につきましては、ガス式の空調設備、中学校2校につきましては、電気式の空調設備となります。各小学校への空調設備の設置教室数、室内機、室外機の整備内容は、記載のとおりとなりますが、合計で47教室、室内機を49基、室外機23基、それに伴う電気設備、建設工事など一式となります。
- 7. 工期につきましては、契約の翌日から平成31年9月20日までとしておりますが、特記仕様の中で空調設備の設置は、8月25日、2学期の始業式までには運転、調整が完了するよう、条件をしております。

以上で議案第30号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(阿部 均君)これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
 - 1番岩佐哲也君の質疑を許します。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。それでは、12月の議会でいろいろ議論をさせていただきました。その結果も含めていろいろご努力いただいて、大幅に8,000万円を超える町の持ち出しが少なくなったというふうに解釈してもよろしいんですが、努力は評価したいと思いますが、問題点あるいは疑問点について、3点に絞り込んでちょっとお尋ねしたいと。

まず1点目は、この落札状況ですが、3者が応札されたということで、一番安い富士 古河ですか、E&Cが失格になったと。当初の見込みからすると、これは80.2パー セントの応札だったんですが、80パーセントで失格というのが逆に言うと最低価格の 水準が非常に高かったんじゃないかということなんですが、これは指名委員会で、教育 委員会というよりは指名委員会で決まったんだろうと思う。

そこで、就任早々大変申しわけないんですが、指名委員会の委員長は、副町長でいらっしゃいますかね。でよろしいんですかね。副町長にお尋ねしますが、一般の入札だと80パーセントというのは非常にあれだと思うんですが、前々からいろいろな状況も含めて、非常に産建教育常任委員会でも富谷の例なんかを挙げて、応札、落札率は68パーセントぐらいで、私もほぼ7割、70パーセント程度で、いわゆる1教室当たりにいくと210万円程度で落札になるのかなという勝手な、一方的な思いだったんですが、これ80.2パーセントの金額でも失格になったという、その最低水準どの程度で設定されたのか。

企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。こちらにつきましては、まず、最低制限価格制度という ことをこの町は、我が町では取り入れておりますけれども、その最低制限価格の設定に つきましては、指名委員会ではなくて、企画財政課のほうで作業を行っております。

それで、その作業といいますか、最低制限価格の設定につきましては、制度の対象となるのは工事と業務委託ということになるわけですけれども、その工事の内容によって最低制限価格の設定の率というのが変わってまいりますので、今回のこのエアコンの工事に関しては、こういう、率は申し上げられませんけれども、こういう結果の最低制限の価格を設定したということでございます。

- 1番(岩佐哲也君)はい、議長。工事の概要によって最低価格はそれぞれ違ってくる。当然そうだと。そうしますと、ますます疑問が湧いてくるんですが、実は、担当というか、私も素人ではありますが、いろいろと調べてみますと、これ事前、大分前から調べてあれして、大体このエアコン関係は、設備に関しては、工事に関しては定価というのがないからあれですが、設備機器に関しては、70パーセント引きというのが普通なんですね。見積もりとると。30パーセント引きじゃなくて、7割引きですよ。ちょっと常識では考えられないような、もう業界のどこに行ってもそうなんですが、それからすると、本当80以上の設定というのは、逆に非常に状況がどのように把握されてそのようになったのかと、非常に疑問を増幅しちゃうんですが、その辺はどうなんでしょうか。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。当町において工事のその内容によって積算をしまして、 最低制限価格を設定しているんですけれども、その率等については、ご説明は差し控え させていただくんですが、本町でこの最低制限価格制度を取り入れたのが平成22年度 からのようでございます。そのときには、国のほうでもそれまでの制度からこの最低制 限価格制度を導入をしなさいというような推進をしていた状況でございました。そのと きに、その最低制限価格をどのように設けるのかという、国がモデルを示されているわ けですけれども、そこの示された率があるわけですけれども、その辺が今どんどん改定 されていって、時代の流れとすれば、その価格、最低制限の設定の金額というのが、割 合が高くなってきているというのが全国的な傾向にあるということだけご説明させてい ただきたいと思います。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。そのような説明をいただいたわけですが、たまたま今回のこの

設計業務委託したのが富谷市と同じでして、たまたま落札も同じなんですね。ユアテックさん。日新さんという設計も一緒。富谷の例をいきますと、ことしの1月9日、31年の1月9日に予算が216万円、落札が68.91パーセント、68.1%で落札しているんですよ。

そうすると、先ほど国で年々最低価格基準が上がってますよということですけど、ことしの、しかもエアコンで、しかも同じ業者、同じあれで同じ宮城県内で、しかも同じような業者でやって、68パーセントで落札していると。これは、当然落札ですから、最低価格は68以下で設定したと思うんですね。役所では。市と町で違うんだと言うのか、あるいは数量によって違うというか、事情多少違うかどうか知りませんけれども、世の中にいつも上がっているというのと、全然話が整合性がちょっととれないような気もするんですが、その辺はどんなふうに説明するんでしょうか。

教育総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。今富谷の例を出していたんですが、確かに富谷市につきましては、68パーセントというような落札率というふうなことなんですが、設計価格、詳細設計での設計価格、これは同じ業者が担当していたというふうなこともあるんですが、起工額のその機器の単価の設定、要は100で見るか、何パーセントで見るかというふうなところについては、各市町村のその考え方でというふうなことで、もともとのその機器の単価の見積もりが富谷がどのくらいかちょっとわかりませんけれども、うちらほうはうちらほうでのその単価を設計上見積もっているというふうなことで、全く落札率で片方60なんですけれども、うちらほうは今回80になっているわけなんですが、詳細設計での機器の単価の見積もりによって、その辺の落札率等も変わってくると。

ただ、あと業者が同じ業者が設計しておりますけれども、その単価の設定については、 各市町村がおのおの単価を設定しているというふうなところもございますので、一概に 同じというふうなことではないかとご理解いただければというふうに思います。

1番(岩佐哲也君)はい、議長。話上は、そのような状況だと。じゃ逆に、富谷が100パーセントで見たとすると、富谷の予算は1教室あたり216万円だったんです。我が町は544万円でしょう。12月のときに。倍以上、2.5倍ぐらいの見積もりと。そんなになるわけないんですが、216万円に対して落札が68.1パーセント、1教室当たり147万円で契約して同じ業者、ユアテックさんが、あそこは2社が入っていましたけれども、2社平均で140万円、これで工事進めて、6月までやりますよということで進んでいるんですが、我が町とえらい違いがあるし、条件が違う。

これも12月以降に私もお願いしたんですが、富谷と同じ業者だし、設計業者がね。 富谷と同じ条件で我が町、台数は違いますよ。富谷市とはね。我が町は47、49、7 教室、違いはありますけれども、同じ条件でやった場合には、どのぐらいで見積もり出せるのか試算してもらったらどうですかという提案をしたんですけれども、それはどうだったでしょうか。

教育総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。その辺の富谷と同じ条件でというふうなことでのお話を たしか受けた記憶ございますけれども、なかなかその設計業務というふうなことは、あ る一定の内容で業務委託を出しているものですから、その辺を富谷と同じ条件でという ふうな、再度業者にお願いするというふうなことは、ちょっと契約上できかねるという ふうなところでございましたので、その辺はご理解いただければというふうに思います。

1番(岩佐哲也君)はい、議長。そういうこともあろうかと思って、業者、本来であれば業者が

依頼してるんだから、前向きで協力的にしてくれてもいいと思うんですが、そういうこともあろうかと思うんで、逆に、教育委員会同士で情報収集して、行ってきて尋ねて教えてもらってきたらどうですかと。こういうことやるとやりやすくなりますよと。だって、2.5倍も高いんですよ。そういうことされたかどうか。

これについてどうのこうの言うこともないあれですけれども、今後のこともあるんで、もうちょっと我々言ったことに対して、議会の我々も住民を代表して、いかにして血の血税を納めたやつをいかに有効に使おうかということで、立場で我々申し上げて、何も文句言うための文句じゃなくて、あくまでももうちょっと考えたらどうかということを申し上げているわけですけれども、議会の提案、提言をもうちょっと真摯に受けとめてもらって検討すれば、もうちょっと違ったんじゃないかということを申すんですが、教育長、その辺はどんなふうにお考えですか。

教育長(菊池卓郎君)はい、議長。今お話しいただいた議会からのいろいろな提案、助言について は、おっしゃるとおり、執行部としても真摯に受けとめて、できることはやっていくべ きと考えます。

ただ、今回のことに関しては、先ほど来課長のほうから説明しているような流れでやってきておりますので、その点についてはご理解いただきたいなと考えております。

1番(岩佐哲也君)はい、議長。この件については、いろいろもう申し上げません。これ以上の ことは。ただ、今後のこともあるもんですから、何としても申し上げざるを得なかった ということです。

もう1点、別な角度からお尋ねしますが、これも企画財政のほうに、これ財源の問題ですね。この資料で2、440万円が補助金だと。補助額がね。12月私も質問したときに、7,900万円、7,800万円、2億5,000万円のうち持ち出しは1億7,000万円ぐらいですよと。差し引き8,000万円弱が補助金だという話。確認、議事録持ってきておりますけれども、そのような返事。もちろん、そのとき私も納得したのは、実は、教育常任委員会で1平米当たり2万4,000円の国の補助が出ますよと。1教室70平米が平均ですから、平均ということ、我が町は68.幾らという計算でしたけれども、そうすると、168万円、47引くとやっぱり七千七、八百万円。話が符合するから納得して引き下がったんですけれども、今回のこれ見ると、2億4,400万円が補助金で、それ以外持ち出しですよということですが、この補助額何でこんなに変わっちゃったのかなということをちょっと。これは大内課長か、あるいは教育総務課長か、返事いただきたいと。なぜこんなに違うのかね。

教育総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。国からの交付金につきましては、先ほど議員さんがおっしゃるように、1平米当たり2万4,800円というふうなことで、これを計算しますと、今回うちのほうの面積については、合計3,213平米というふうなことで、校長室が交付金には該当しないもんですから、それを除きますと、大体補助の基礎額としては7,900万円というふうな金額、それの3分の1が補助金と、交付金で来るというふうになります。

残りですね、このうちの金額、今回1億3,000万円というふうになるわけですけれども、そのうちの7,968万円が補助の基準額というふうなことになりますので、 残りの約6,000万円が補助基準外というふうな金額になるんではないかなというふうに思いますが。 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。済みませんでした。今回の総事業費で見た場合、工事費のほかに設計もお金がかかっております。そうした場合には、当初の予定では2億5, 500万円ほど、59万4,000円を総事業費でご説明をさせていただいておりました。

今回は、その設計も含めた総事業費といたしますと1億4,529万円という金額になります。おおむね1億1,000万円ほど落ちているという状況になります。

この国からの支援については、先ほど教育総務課長からもご説明いたしましたけれども、工事の面積に先ほどの2万4,800円という単価を掛けて計算が成り立っておりますので、当初の予定の2億5,000万円の総事業費の場合でも、今回の1億4,50万円の場合でも、国からの交付金については、金額は変わりございません。

ということで、そういったものを差し引きますと、一般財源でお話をすれば、当初の 予定では1億8,200万円ほど持ち出しがあったわけですけれども、今回確定した金 額に直せば7,200万円ほどまで落ちているというのが現状でございます。

1番(岩佐哲也君)はい、議長。一応総金額が落ちたので、持ち出しが少なくなるということは当然だ。ただ、問題は、一番最初に説明あったのは、1平米当たり2万4,000円何がし、800円かな、という説明で、これは国も含めて全国的にあれしたから、今度それを3分の1で当初で変わってるんですよね。ところが、その辺の説明がちょっとなかったということで、3分の1という話は全然説明なかったんですよ、当初から。そこに問題、大きな問題がある。

これについては、もういいです。ただ、12月時点で、ここに議事録持ってきてますけど、企画財政課長が説明してるのは、町の負担は1億7千幾らと。そのときの差し引きの7,900万円が補助ですよという、補助は変わらないはずなんです。話はそれなんです。

ところが、7,900万円ぐらいのものがきのう配られたのは2,440万円になっているから、3割になっているからどうなんですかと。この3分の1ぐらいになっているというのは、実は国の方針そのものが変わっているんですよね。これね。これについてはもういいです。

ただ、これでわかるとおり、いいんですか。これについては結構です。

- 教育総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。当初の設計の段階で、全協とか、あとは常任委員会の中でも国の交付金の基本的な考え方というふうなものにつきましては、算定額の3分の1というふうなことで、その辺についてはお話を私としてはしていたというふうなことで、資料も今ちょっと確認したんですけれども、そういうふうなことでご理解いただきたいと思います。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。この議論はあれしてもあれですが、29年の当初のときはそういう話じゃなかった。当時、なおかつ29年の話出たからいきます。一番最初に話あったときは、1教室300万円ぐらいでできますよと。ところが、300万円でも高いんじゃないかと。というのは、当時いろいろ我々も調べてましたけども、250万円前後が大体、安いところで190何万円、1教室当たりでね。熊本なんかも含めて250万円、250万円前後でできるんじゃないのと。それ300万円では高いんじゃないかということで、随分申し上げた。ところが、前回12月にも言いましたけども、その後出てきたのが1教室当たり407万円、最終的に出てきたのが先ほどの1,000万円の

調査費も含めて2億5,400万円と。1教室にすると544万円相当ということで、 非常にそこで何としても申し上げておきたいのは、先ほどもちょっと言いましたけど、 我々議会もいろいろ勉強しながら、調査しながら、こうあるべきじゃない、これおかし いんじゃないのということを言ってるんですが、出てきた、12月に出てきたのは、全 くそれと真逆の、当初言ってきた金額の倍ぐらいの金額出てきたと。結果としてはね。 議会で承認したからそれはそれでいいんですが、そういうことで、我々の意見というか、 議論もね、もうちょっと真摯に受けとめてやるという、ここのね、姿勢でやってほしい ということですが、最後に教育長、その辺についてはどんなふうにお考えですか。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。私のほうからもちょっとお話しさせていただきたいというふうに思いますけれども、確かに今回の、今岩佐議員からのるるご指摘いただいた関係については、基本的に1 教室に2 台というふうな、全国的に見てもノーマルな形での設計ではなかったという大きな反省があるんじゃなかろうかなというふうな思いがございまして、私も途中の段階で、やはり常識的な、最初からの設計の考え方を大事にしてほしいというふうなことは申し上げたところでございます。

それは、今議会前にも主な変更点の中でご理解いただいた部分も多々あろうかという ふうに思いますので、まずは、スタートの段階でもう少しノーマルな形でのスタートが できるように、今後とも意を用いてまいりたいというふうに思いますので、どうぞご理 解いただければというふうに思います。

1番(岩佐哲也君)はい、議長。当初からよそと何でそんなに高いのかということを申し上げたときに、1教室2台だとは、調べたら、12月にね、よそは1台だったという話。だけれども、その前に大分よそのと比較とかね、もっとすべきだと。1教室業者で言ってるのは、70平米の1教室に大体3馬力自体で大丈夫ですよと。私それでは大丈夫だというだけであれだからということで聞いたときには、1教室3.5馬力を2台、我が町でやったと。そんな話。

ところが、今度この説明よくされてませんけど、協議が全然馬力が出てこないんですが、確認したところ、5馬力に上げて1台にしたと。

いわゆる12月でなくて、早い段階から言ってたのに、もうちょっと早くこれに取り 組んでれば、この6月までに設置できたんじゃないか、というくらいのやつを8月末、 9月になるという、ここにも問題が1つあるんです。

恐らく皆さんも言いたいとこあると思うんで、これ以上のことは言いませんけど、いわゆる我々の話ももうちょっと真摯に聞いておいてやってれば、少なくとも6月までには、去年の12月には入札やってて、6月までには設置できたんじゃないかという思いも一方ではあるんです。金額だけでなくてね。そこをどうしても申し上げておかないと……、先ほどの話に戻りますが、再度もうちょっと我々の言うことももうちょっと耳を傾けてもいいんじゃないかということだけ申し上げて、今後こういうことのないようにだけして、すべきじゃないかということだけ申し上げておきたいと思います。あとは結構です。

- 議 長(阿部 均君)回答よろしいですね。(「はい」の声あり)総務課長、また質問出てくるよ。 答弁、回答すっと。よろしいですか。(「はい」の声あり)
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。済みません。今議員のほうからいろいろご指摘いただきまして、私たちもその辺を真摯に受けとめてというふうな方で業務のほうは行っており

ました。

例えば12月に入札をというふうな話ございましたけれども、今回6月の、昨年の6月で基本設計に係る、基本設計ですね、こちらの業務委託の補正をさせていただきまして、それで、基本設計の中で今回大まかな基本設計というふうなことで出てきた金額が2億4,000というふうな数字でございました。

その中でお示しをした際にいろいろご指摘を受けましたので、近隣市町とか、その辺の状況を含めながら、12月に補正を詳細設計と、それから工事に係る工事費の補正をさせていただいて、そして、詳細設計の中でいろいろご指摘をいただいた分の中を見直しながら、今回出させていただいた基本額が1億6,000というふうな数字になっております。

私たちも12月の議会で予算をいただいてすぐに12月の指名委員会にかけまして、 業務委託をして、一日でも早く工事費を出して、工事着工に進めていきたいというふう なことで努力をしてきたわけなんですけども、このような流れでやってきたというふう なこともひとつご理解をいただければというふうに思います。

- 1番(岩佐哲也君)はい、議長。12月でいろいろ言われたというような、もうその前から、大部前から言っていたということだけ申し上げておきます。6月、9月、私申し上げたのは、9月で詳細設計出てきて、もう12月、年内にはもう入札できたんじゃないかということだけ申し上げて……、12月初めて言ったんじゃなくて、大分その前から何回も言っていたということだけ申し上げて、あと結構です。もう。
- 議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。10番髙橋建夫君。
- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。今の件なんですけども、過去にいろいろないきさつありましたけれども、まさに今常任委員会の調査事項中で、そんで、きょうでその採決が出るわけ。そういう経過もあるわけですよね。それで、12月の予算、議会で予算を決定した以降、我々のほうからも何段階かいろいろな台数、その他、スペック、内容についても検討すべきだということで、最終的にこのような価格になってきたと。そういう努力は、私はあると思って見てます。

ただですね、今後のために、哲也議員も言ってたんですが、最低価格、最低限価格制度との関係なんですが、私は1つ確認したいのは、この一番価格が低いところで、今回失格になった会社ありますね。この会社は、所管部門で詳細設計をもとに詰めていった際に、スペック、内容を満足した内容であったのかどうかをまず聞きたいと思います。

- 教育総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。この入札に関しては、ある一定の条件つきというふうな こともやっておりますので、その中で、うちのほうで設計の詳細の分、単価等入ってお りませんが、そういうふうなのをお示ししながら、見積もりを出していただいていると いうふうなことで、その内容については、充足しているというふうに考えております。
- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。そこで、今後の問題ということなんですが、今課長が言われたように、最低価格、限度下がってっからコミットしたと。だけども、仕事上は、完全にもくろんでた内容は満足してるということになると、今後の最低価格制限価格のその制度ですね、をもっと見直ししていく必要があんじゃないのかということが一番言いたいわけなんですが、その辺はどうなんですか。
- 議 長(阿部 均君)最低制限価格ね、企画財政課長も先ほど説明しておりますけれども、その土 木工事、建築工事、それから機器の物品の購入、それによって最低制限価格は町で定め

ておると。それで異なるという回答がございました。

そういな部分でご理解できなく、それを最低制限価格制度を改めろというような質疑なんですか。

- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。いや、そういう意味じゃないです。私言ってるのは、説明は十分わかりました。ただ、現場サイドでやってるスペックを詰めていって決めるときの状況と最低限価格で権利のあるところとのそのコミニュケーションというか、もっと詰めるべきでないのかということを私は申し上げたいという。
- 議 長 (阿部 均君) これ、そうなると、一課長が答弁できないと思いますので、その辺のその最低制限価格なり、いろいろな部分、それから、今度のこの契約のありよう、その辺について、企画財政課長答えづらいんでないですか。制度変えるというか、内容変えるとか、内部のその入札の部分をきちんと精査しろということでしょうから、(発言あり)(「所管部門との整合性がもうちょっと詰めていけば、この一番低い価格のようなところでも見積もりアップしてくれっとかできるんじゃないかという……」の声あり)今回は、ほんでは厳密に企画……、教育学務課と企画財政課、それから、入札担当する部分は、きちんと連絡調整をとってなかったということですか。その辺について、そんで、企画財政課長。連絡調整が不十分だったのか、とってあったのか。
- 企画財政課長(大内貴博君)はい、議長。最低制限価格制度を設けております。これは、連携という部分につきましては、起工ということで、この工事を行ってよろしいかという手続は 教育総務課で行います。で、その資料をもとにしてですね、私たちのほうで、企画財政 課のほうでその最低制限価格というのを計算するということで、そこは連携してはやっております。

ただ、その最低制限価格というのは、あくまでも企画財政課のほうでですね、ある一定のですね、係数を掛けて計算をしているというものでございまして、先ほど工事の内容によってというお話をさせていただきましたけれども、その工事も土木工事だったり建築工事だったりと、いろいろあるわけですけれども、そういう工事の種別ではなくてですね、その工事の中身、その項目によってですね、計算をしている部分がございます。

この最低制限価格制度を導入しているというのもですね、過度の低価格の入札が行われることで手抜き工事だったりとか、あとその下請に対するしわ寄せが行ったりとかですね、そういったことを防止するということが制度導入の目的ということになっておりますので、やはりその最低制限価格というのはある程度一定のところで設けてですね、そういった事態に陥らないようにしていくべきだというふうに考えているところでございます。

- 議 長(阿部 均君)髙橋さん、よろしいですか。
- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。今後とも町の持ち出しを少なくする。そして、その仕事も十分に行える、全うできるような、その力のある内容であれば、何かこの辺の差がね、そういう意味ではちょっと皆さんから見るとちょっとしっくりこないのかなと。それに安全係を何か掛けてこうするというのがその詳細のことは別にしてもね、仕事が十分にできるっていうことであれば、もっと救っていける方法が町の持ち出しからしても有利ではないのかなということだけを言っておきたいと思います。
- 議 長(阿部 均君)回答はよろしいですか。(「はい」の声あり)よろしいですね。(「はい」の声 あり)ほかに質疑はありませんか。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。疑問の残る不透明なテーマがかいま見えるなと今の話を聞いてですね。それで、私自身確認したいのはですね、これそもそもこれまでの説明の中では、
 - 6,000万円以上、だから総合評価方式でどうのということで、条件つきで対応した というふうに聞いているわけなんですが、その辺はそういうことでよろしいんですか。
- 教育総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。今回の工事については、1億6,000というふうなことでございましたんで、高額であるというふうなことで、県の基準であります6,00 0万円以上というふうなことでの業者選定の条件をつけさせてもらっております。はい。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。私の幼い頭ではですね、こういう仕事こそ町内業者に回るようなやり方をすべきではないか。何せわざわざ大きくしてね、大きくしたもんだから、当然高額になるもんだから、当然それに対応できる業者を選ぶというふうになるわけですね。で、そういう高額な事業に対して、地元業者ではできっかと。できる業者もあるかもわかりませんが、そこでも総合評価つけられっともう1万1,000点とか、1万1,000点でねえ、何だ、1,100点だかって言ったのか、これ、とかね、そういう業者は当然いないというからすっともう最初からもう地元業者はこのせっかくできる仕事をね、からも排除される。最初から条件つけらってね、枠つけらってね。

その辺の考え方はどうなの。この入札契約についてはね、この間いろいろな形でね、町の考え方の確認してきてるわけだけども、基本的な考えとしては、地元業者を優先する。優先を大事にするというような明確な町の方針がある中でね、なぜこの件に関しては、わざわざ大きくして、そして大きくしたことによることから生まれている、今これまで出てきてる疑問、疑念なのかどうかというのは、その関連は今ここで明確に、正確に伝えることはできませんが、考え方として、これひとつ、とりわけガスね。1校ずつで対応して十分地元業者やれんでねえのがやと、こう思うんですけども、その前にですね、確認したいのは、この件に関して地元業者がこのできる、できない、そういう能力等々について、調査をしたのかどうか。

- 教育総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。山元町のですね、町内で指名参加願いが出ておりまして、 管工事というふうなことで、今回のエアコン等の工事をする業者何者あるかというふう なことは確認してはおります。(「何者なの」の声あり)7者ございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。地元業者、できる業者が7者もいてね、7者いたら十分な勝負できるんでねえの、これは。少なくともガス機器については3つを対象にすればいいんだから、7者で3つを競争してね、することによって、いろいろね、今問題になっている価格の問題、財源の問題、金額の問題といったようなことも対応できるんでないの。という考えがあるんですが、その辺の考え方についていかがなもんで、町はどういう対応したのか。
- 教育総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。今回ですね、条件つきの一般競争入札というふうにさせていただいた経緯でございますけれども、今回全国的に各自治体がですね、学校の空調設備が一斉に進められているというふうなことで、エアコンの本体自体の調達が大変厳しい状況にもあるというふうな情報などもございました。

このようなことからですね、一日でも早く教室に設置するためにはというふうなことで、ある一定の大手の業者であれば、大量に調達するというふうなこともございますんで、調達もしやすいというふうなことも考えられましたので、また、価格についても大量に取り扱うというふうなことでの低価格での入札可能であるというふうなこともござ

いますんで、今回このような形で、6,000万円以上の850点以上というふうな業者選定というふうにさせていただいたところでございます。

ただ、町内業者というふうなこともございますんで、この辺につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、下請とか、そういうふうな形で地元の業者をできるだけ使っていただきたいというふうなことで条件を付しているというふうなところもご理解いただければと、このように思います。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。先ほどの考え方についてですね、確認おのおのされてるようですが、やっぱりその都度その都度この違った内容のね、対応になっています。それで連絡調整という話も出てきていますが、そこで、何よりも大事に考えなくちゃないのは、これはもう確認されてるわけですからね。地元業者優先というか、育てる。しかも今回どんどんどんどん仕事なくなるんですね。という中でね、もう最後のチャンスなんだ、地元業者についてはね。土木関係とかね。その辺のことがね検討されなかったのか。先ほど来の岩佐議員の質問の中からも、これは去年の6月からの話だと。俺は余り記憶……、であるならば、十分にそういうことを検討することも時間もあったし、調査する時間もあったし、にもかかわらず、結果としてね、大手……、まあいい、余計なことは言わない。

その前に確認したいことは、この能力ある、可能な7業者についてね、一つ一つ確認してんのかと。そのために今6月、去年の6月からっていうことを言ったんだけども、一件一件、ほいで今の答えではね、結局は能力がないということを言っているわけだから、例えば地元業者に頼んだときにね、全国的に動いている話で、この機械が調達できないということをね、が大きな要因として大きなとこに頼んだということだけども、その辺本当にそうなのかどうなの。この最終結果見っと、それぞれね、例えば10基とか13とか、あるいは室外が2とかなんですね。それほど無理な数字になってんのかというふうに素人は思うわけだけども、素人の思う疑問をね、で、皆さんはやったのかと。それぞれの業者にあんたら大体このくらいの台数なんだけども大丈夫かということとかを確認して取り組んできたのかどうかということの有無だけでいいです。したかしないかと。有無だよ、有無。したかしないか。

議長(阿部 均君)町長齋藤俊夫君。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。議員ご指摘の部分は、基本的な部分はですね、おっしゃるとおりでございまして、私もこういう場面でかねがね同様の趣旨のことをお答えしているつもりでございますけれども、できるものは極力地元の方々にお引き受けしていただくようにというふうな話は大きな意味では町内のいろいろな場面で確認をしておるところでございます。

今回の場合についても、そういう問題提起は早い段階から担当課のほうなりにも申してきたところでございます。

今担当課長等からお話のありましたように、今回の場合で言えば、全国一斉の動き、調達能力ですね、そしてまた、調達価格あるいは責任持って一定の期間に施工が完了できるかどうかと等々といったものをですね、我々今この工事なり業務委託の執行基準に基づいて、その都度照らし合わせながらやっているというふうな状況でございますので、どうぞ町の基本的な姿勢は何らどういう場面でも変わらないというふうなことを改めてご理解を賜り、そしてまた、その都度問題意識を持って町全体として取り組んでいると

いったことを重ねてご理解いただければありがたいなというふうに思います。

- 議 長(阿部 均君)今町長から答弁いただきましたけれども、教育総務課長もそれに関連して答 弁があればお願いします。ないですか。検討したのかどうか、地元業者の参入について 検討したのか。その辺だけ。
- 教育総務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。地元業者ですね、1者1者できるかできないかというふうな確認は行っておりません。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。ですからね、そういうことなんですよ。そういうことはね、今何ら変わってないということですが、実際考え方としては考えて、そういうことなんでしょうけども、実践では結果としてはそういうふうにしていないというのが今の山元町のやり方、手法だということによって、いろんな皆さんこれまでも出てますようにね、いろんな疑問、疑惑とまでは言わないけど、疑問、懸念が生まれているんだと。そして、それがすっきりした、先ほど表現にもありましたが、すっきりしたような形でおさまってないというふうなことで、今そういう状態にあるということが考えられます。

この件につきましてはね、行き着くところいろいろ考え方あると思いますが、それなりに相当努力、企業努力なり、何努力でね、下がった形で対応できると。まだまだ下がるって、下げることができるっていう考えもあるようですが、その辺は……、結果として、落ち着くところに落ち着いたということになるんでしょうが、やっぱりこの入札契約については、さきの最低制限価格の設定の仕方についても私も疑問が残ってます。

これは結果なんですが、本当にこのね、さらに分析していきますと、相当この最低制限価格に近いところで実は通っていると。結果からするんです。とですよ。そうするとね、やっぱこれ今回だけに限らずですね、そういうところにおさまってるというのがどうも腑に落ちないということを伝えて終わります。

議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第30号 平成30年度(繰) 山元町立小中学校空調設備整備 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第8.同意第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。それでは、同意第3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、現固定資産評価員の前副町長武田健久氏から平成31年4月30日をもって固定資産評価員の職を辞する旨の申し出がありましたので、その後任として、現副町長の樋口 保氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

何とぞご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

議 長 (阿部 均君) これから、質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。

議 長 (阿部 均君) これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議 会先例 9 1 番により討論を省略します。

議 長 (阿部 均君) これから同意第3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) 異議なしと認めます。

同意第3号は同意することに決定しました。

議長(阿部 均君)これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回山元町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後0時00分 閉 会